

ジェネリック医薬品（後発医薬品）※ の使用推進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針にしたがって、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更についてご理解・ご協力をお願いいたします。

※ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。

岡山県精神科医療センター 院長